

議案第 8 1 号

城南衛生管理組合の共同処理する事務及び城南衛生管理組合
規約の変更について

城南衛生管理組合の共同処理する事務及び城南衛生管理組合規約
を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

城南衛生管理組合規約の一部を変更する規約

城南衛生管理組合規約（昭和 37 年城南衛生管理組合告示第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務

附 則

この規約は、京都府知事の許可があった日から施行する。

（提案理由）

城南衛生管理組合の共同処理する事務を変更することに伴い地方自治法第 287 条第 1 項の規定に基づき定める城南衛生管理組合規約について所要の改正を行うため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。